

食品のりの表示に関する公正競争規約施行規則

(定義)

第1条 食品のりの表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項で定める「専ら業務用に販売されるもの」とは、宿泊施設又は料理飲食店名が記載されている他に転売されるおそれがないもののほか、食品のり公正取引協議会が承認したものをいう。

2 規約第2条第2項に規定する「板のり」（生のりを特定の寸法に乾燥仕上げたものをいう。以下同じ。）の整形前の標準寸法は、約400平方センチメートルとする。

(必要な表示事項)

第2条 規約第3条の表示は、次の各号に定める同条第1項(4)に係る表示のほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に基づき表示しなければならない。

(1) 板のりを内容物とする場合は、板のり枚数で表示すること。

(2) 小袋包装物及を内容物とする場合は、「何袋詰（何切、何枚）」と表示すること。ただし、板のり換算枚数を併記することができる。

(3) バラ切りを内容物とする場合は、「何切何枚」と表示すること。ただし、板のり換算枚数併記することができる。

(4) もみのり、きざみのり等の不形態物についてはグラム単位で表示すること。

(内容量の表示位置及び文字の大きさ)

第3条 規約第3条第1項(4)に係る前条各号の表示は、容器又は包装に表示された商品名、絵などととも容器の表面で同一視野に入る部分（主要部分）にしなければならない。

なお、活字の大きさは「8ポイント」以上とする。

(加工のりの最小規格)

第4条 規約第4条の規定を適正に遵守するため、事業者は、加工のりについては原則として板のりの裁断を12切までとし、1袋あたりの内容量については、5枚以上とする。

(規格品マーク)

第5条 規約第5条に規定する「規格品マーク」の表示は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 印刷

- (2) シール
- (3) スタンプ

2 「規格品マーク」の表示は次の図柄をもって行う。



3 「規格品マーク」の大きさは、直径10mm以上とするものとする。

4 「規格品マーク」の使用方法等については、食品のり公正取引協議会が別に定める細則によるものとする。

(過大な包装の禁止)

第6条 規約第6条の規定を適正に遵守するため、事業者は、食品のりの容器・包装等については次の基準によらなければならない。

- (1) かん・びん類に挿入する乾燥剤の容量は、当該容器の全容積の6分の1以下でなければならない。
- (2) かん・びん類については、その底をあげ中心空洞を作り又は内容物の保護の限度をこえて容器の底、若しくは個々の内容物の間に紙片・木毛などを詰めてはならない。

附 則

この施行規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。